

全労金2016春季生活闘争ニュース・第27号

《合意速報No. 8》

セントラル労組が協会との団体交渉で、基本合意を表明しました！

セントラル労組は、3月29日、協会（※連合会・日信協も同席）と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求			回 答		
	正職員	準職員	サポート職員	正職員	準職員	サポート職員
安定雇用	—	— (無期転換権は実現)		—	— (無期転換権は実現)	
基本賃金	—	— (定期昇給の実施)		—	— (定期昇給の実施)	
一時金	4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
退職金	—	— (制度あり)		—	— (制度あり)	
雇用環境	ジョブリターン制度の確立			応じられない 課題整理を進める		
ワークライフ バランス	積立休暇制度の確立			応じられないが、制度の内容・対象範囲等の課題について協議し、2016年度中に整理		
単組独自要求	育児による短時間勤務の対象範囲を「小学校卒業までの子を養育する者」へ拡大			育児による短時間勤務の対象範囲を「小学校3年までの子を養育する者」へ拡大		

団体交渉において、協会からは、「一時金については、マイナス金利に象徴される長期の低金利政策等、労働金庫の経営状況は厳しい現状があるものの、労使で知恵を出し合い、課題を乗り越えていくための期待を込めて、要求通りの回答とした。育児による所定労働時間短縮措置の対象範囲の拡大については、両立支援の主旨は十分理解しており、実際に取得しやすい制度の整備が必要であると認識している。労働組合からの再三にわたる組合員の実態等を踏まえた切実な訴えを踏まえ、小学校3年生までの子を持つ親まで、制度利用を認めると回答したところであり、2016年度中の整理に向けて協議していきたい。積立休暇制度については、現時点での制度導入は応じられないが、対象となる範囲等の課題について協議し、2016年度中に整理していきたい。ジョブリターン制度については、制度導入は応じられないが、交渉を進める中で、退職理由、退職後再雇用までの期間、再雇用時の雇用形態など整備すべき課題が多いことを労使で確認したと理解しているので、今後、協議していきたい」等の見解が表明されました。

酒井闘争委員長は、「2016春季生活闘争は、全労金組織全体で取り組む『統一闘争』として進めた。例年になく、労使がそれぞれの立場から主張し、様々な課題を共有し、密度の濃い交渉を行うことができたものと感じている。真摯な交渉の結果、中央機関の主体的な姿勢として、回答期限日に回答が示されたことに敬意を表したい。交渉の中で整理しきれない課題は、引き続き、労使で協議し、よりよい環境をつくるための議論が展開されるものと受け止める。基本賃金については、職員の頑張りや、労使で乗り越えていくための期待を含め、前年度実績である要求通りに回答されたことは、労働組合としてしっかりと受け止めたい。現下の厳しい経営環境を乗り越えるために、中央機関の果たすべき役割や、具体的な行動はどのようなものが期待されているのか、経営側のメッセージを職場に発信してほしい。私たちは労働組合の立場から、経営協議会等を通じて、職場・組合員へ発信していく。育児による短時間勤務制度について、小学校3年生まで適用とし、育児関連制度全般の協議を継続することは、よりよい環境をを作るために、労使で知恵を出し合い、考えていくという認識を共有できた。また、積立休暇制度については、仕組みの必要性を労使で共有し、整理を進めた上で、導入していくための土壌ができたを受け止めている。加えて、ジョブリターン制度については、労金業態の持続的発展のために、金庫・中央機関で働くすべての労働者が安心して働くことができる環境整備が必要であるという基本認識は共有できた。その上で、どのような課題をどれだけ整理していけば実現に向けて進めていけるのか、引き続き議論していきたい」等を表明しました。

単組は、交渉を重ねてきた中で、労使ともに共通の認識を持つことができ、要求には応じられないとされた課題についても、協議により課題を整理する具体的な目途を表明される等、今後につながる前向きな回答を引き出すことができたこと、等から、合意を判断しました。

*合意単組：8単組（3月29日20時15分現在）

北海道・中央・中国・沖縄・静岡・長野・近畿・セントラル

以 上